

R 58. 10. 25

任 国 通 関 等 事 情

昭和 6 3 年 1 0 月

国 際 協 力 事 業 団

〒162 東京都新宿区市谷本村町10-5
国際協力センタービル
国際協力事業団
国際協力総合研修所
技術情報課

RY

JICA LIBRARY



1073888[8]

19470

国際協力事業団

19470

目 次

(アジア地域)

インドネシア	P 1～2
シンガポール	P 3～4
スリ・ランカ	P 5
タイ	P 6
中華人民共和国	P 7～8
ネパール	P 9
パキスタン	P 10～11
バングラデシュ	P 12～13
ビルマ	P 14
フィリピン	P 15
マレーシア	P 16～17
	P 18～19

(北米地域)

アメリカ合衆国	P 20～24
カナダ	P 25

(中南米地域)

アルゼンティン	P 26～27
コロンビア	P 28～29
チリ	P 30～31
ドミニカ共和国	P 32
パナマ	P 33～34
パラグアイ	P 35
ブラジル	P 36
サン・パウロ	P 37～38
ベレーン	P 39～40
リオ・デ・ジャネイロ	P 41～42
ペル	P 43～44

ボ リ ヴ ィ ア	P 45~47
ホ ン デ ュ ラ ス	P 48
メ キ シ コ	P 49

(欧州地域)

フ ラ ン ス	P 50
---------	-------	------

(大洋州地域)

オ ー ス ト ラ リ ア	P 51~54
西 サ モ ア	P 55
パプア・ニューギニア	P 56
フ ィ ジ ー	P 57

(中近東地域)

サウディ・アラビア	P 58~59
シ リ ア	P 60~61

(アフリカ地域)

エ ジ プ ト	P 62
エ テ イ オ ビ ア	P 63
ガ ー ナ	P 64~65
ケ ニ ア	P 66~69
ザ ン ビ ア	P 70
タ ン ザ ニ ア	P 71~72
テ ユ ニ ジ ア	P 73
マ ラ ウ イ	P 74
モ ロ ッ コ	P 75

(アジア地域)

インドネシア
シンガポール
スリランカ
タイ
中華人民共和国
ネパール
パキスタン
バングラデシュ
ビルマ
フィリピン
マレーシア

インド事務所

1. 通関

(1) 機材(例えばワープロ等)、スペアパーツ(供与機材の部品等)などの持込みはきびしい制限を受ける。本邦帰国時に持帰ることを義務付けられ、パスポートにその旨書き込まれたり、相手国関係機関の証明書の提出を要求され、2～3日間税関に留置されたりする。

従って、かさばらない機材、部品等ならトランクの中に入れて目立たないようにし、申告しない方がよい。最近外国人に対しては、あまりトランクを開けて調べることはしない。やむなくダンボールに入れて持参する場合、内容の質問を受けたなら、食物、書類等と答える。

旅行者は、緑のランプのついている所を通る。

(2) 公用旅行者であること、荷物はなにも申告すべき物がないことを説明すると大体フリーパスである。

(3) 入国カードに荷物持込数記入チケットが付いているが、通関が終って税関の外に出る時、出口の所で同チケットを渡すことになるので、署名、フライトナンバー、荷物個数の記入を忘れずに行い、保持しておく。

2. 外貨交換

税関を出て直ぐ左側に交換コーナーがあり、そこで外貨をインドルピーに替えられる。

3. 空港からの交通手段

(1) 外貨交換コーナーの隣にリムジン・ハイヤー申込カウンターがあり利用できる。タクシーより30%前後割高になる。

(2) タクシーは頭部が黄色く、ボディが黒く塗装してある国産車(アンバサダー)である。事前に行先を告げ料金を聞く。市街地ならRs.90前後(1987年3月現在Rs.1=12円)。どこの国でも悪質なドライバーがいるものでドライバーの感じを見てから乗る必要があるが、予想がはずれることもある。ホテルに着いてからあまり料金が高いと思われる場合は、ホテルのボーイに間に入ってもらう。

インドネシア事務所

1. 通関

(1) 税関検査は税関吏の個人差にもよるが、一般的には非常に厳しく、公用旅券であっても荷物は必ず開けられ、特にダンボール梱包のものは厳しく検査される。(専門家の場合は課税対象となるものは別送とし、免税措置後入手する。)

(2) 短期専門家の携行機材及び調査団が持ち込む機材についても、所定の免税手続がなければ引取りはできないので、調査団等の訪「イ」に先立ち、最低3週間前に次の事項を当事務所に通知すること。

- イ. 機材品目名、数量、価格
- ロ. ケースNo及び梱包個数
- ハ. 供与機材か持ち帰り機材かの区別
- ニ. 到着フライト及び到着月日
- ホ. プロジェクト名

(3) もし、所要手続が間に合わず税関内で差押えられた場合は、金品等を税関吏に与える等の手段により無理に引き取ることはせずに、税関内に留置し、事務所の手続を経て入手すること。

2. 外貨交換

荷物受取所の手前に銀行があるので、当座の小銭を両替しておく。

3. 空港からの交通手段

プレジデント・ホテル、サリ・パシフィック・ホテルからはリムジン・バス(無料)が手配されているので、看板を持った案内人に申し出る(上記ホテルは当事務所より手配する。)。タクシーは安全な

Blue Birdタクシーを利用すること

(空港から市内までで約Rp.15,000)。

4. 空港バス

当事務所は現在「イ」側より空港バスが与えられておらず、空港内に入っの便宜供与は困難である。

5. その他留意事項

スリ、置き等事故が発生しているので注意を要する。

シンガポール事務所

1. 通関

ビデオ・テープ（作品となったもの）を持込む場合、種類を問わず全て通関時に申告し、CENSORSHIP BOARDの検閲が済んでから本人に渡されることになっているので注意を要する。なお検閲の所要期間は約2週間である。

2. 空港パス

当国では空港パスの発給が厳しく、当事務所では事務所長のみが発給（ピンク・パス）を受けていたが、現在ではこのほか、当事務所に配属された派遣員1名に対し特別パス（ホワイト・パス）が発給されている。前者については空港パスの行動許可範囲は特に定めてなく、立入の必要性が空港警察により承認されれば、空港内のほとんどの場所へ立入ることができる。しかし、空港パスの使用は事務所長本人のみに限定されている。一方後者については、空港税関およびImmigration Pointまで立ち入ることが認められており、従って空港送迎には全く問題がない。

スリ・ランカ事務所

1. 通関事情

(1) ケース・バイ・ケースであるが一般的にはきびしいしいものではない。

(2) セキュリティに関連する物品は厳しくチェックされる。

例) 科学薬品類 (試薬等)

(3) カメラ、電気機具については医薬用は免税となるが、前もって仕様等を通報することがのぞましい。

(4) 一旦通関保留となると書類提出など時間を要し、とくに短期専門家の場合は派遣期間中に使用できない事態が生じる。

(5) 課税物品については所管省が税金を支払う。

タイ事務所

1. 通関

(1) 税関検査はそれ程厳しくはなく、スーツケース1個程度の場合であれば全くフリーパスである。赴任等の場合で人数に比して荷物が多い場合やダンボール梱包の場合は、開けられ検査される。但しこの場合でも税関職員への説明の仕方により開梱されずに済む場合もある。

(2) 専門家または調査団に係る機材は、無税通関のためには同時携行ではなく、別途送付を原則と先方政府は考えている。従って、事前に先方政府宛通知に必要な情報を、事務所宛送付することが必要である。(引取りに必要な日数は10日前後。)

(3) 事前送付が出来ず同時携行となった場合、カウンターパート機関スタッフの税関職員への説明により通関出来るケースもある。通関出来ず一時預りとなった場合、税関より預り証を受領し、併せて事務所に必要書類を提出し無税通関手続を進めることが必要。

2. 外貨交換

通関後、空港内に銀行があるので当座の必要金額を換金しておくのがよい。また、市内の銀行、及び旅行者用外貨交換所(銀行の運営)にて簡便に両替出来る。但し外貨交換証明書が発行されないのではっきり要求すること。

ホテルで両替するのも、交換レートは銀行に比べて若干悪いが簡単である。

3. 空港からの交通手段

リムジン・バス又はリムジン・タクシーの使用を原則とし、リムジン・チケットは、税関を通過した正面のカウンターにて購入のうえ、リムジン・タクシー発車口（右側一般出口）より利用すること。

4. 空港パス

空港パス所持者の立入範囲は、入国審査セクション附近までである。

中国事務所

1. 通関

(1) 当事務所が空港出迎えをしない場合でも、中国では原則として中国側受入機関が出迎える。但し、携行機材がある場合は、事前に当事務所に連絡がないと税関手続が難しい。

(2) 機材等通関手続きは非常に厳格である。

(3) 空港内の交渉言語は中国語のみ通用する。

(4) 受入れ関係機関の出迎え中国人は空港内に立ち入れない。

(5) 時間帯によっては、タクシーの利用は困難である。

2. 空港パス

当事務所の空港パスの効用は外交代表のものと同様であり、サテライトまで進入できる。

ネパール事務所

1. 入国審査

ネパール入国査証を取得している場合、右側のカウンター（WITH VISAと表示）に並び入国審査を受ける。

2. 荷物受取

1986年10月からターン・テーブル装置が導入された。カートはないので自分で運びきれない場合、ポーター（制服）に頼めば税関、建物の出口まで運んでくれる。（チップは荷物一個につきRs.2）

3. 通関

（1）公用旅券を提示し、公用で訪問した旨係官に告げる。公用旅券所持者といえども、スーツケース等開けてチェックされることが多い。

（2）ビデオ・デッキ、ビデオ・テープ、8ミリカメラ等の電気製品は重点的にチェックされ、持帰る場合パスポートに記入されるか、正式な引取り手続きを要求され、空港内に留置される。（この際、ボンド引換証を発行する。）

（3）業務上必要な機材等を同時携行し、税関検査をパスしない場合、ボンド引換証に自分の名前ではなく“JICA in Nepal”と記載し、係官が他の必要事項を記入したボンド引換証を受け取る。後日JICA事務所でネパール政府外務省宛免税申請手続を行い引取る。

（2～3日を要する）

チェックをうけた荷物（手荷物も含めて）は係官が白墨でマークする。税関出口で、マークされていない荷物の持出しは、拒否されるので注意すること。

4. 外貨交換

ホテルの支払は外貨払いであり、帰国時ネパール・ルピー (Rs.) から外貨への交換は、交換額の10%以内に制限されているので、最小限の外貨交換に留めること。チップは荷物一個Rs.2、その他Rs.5が相場であり、小額紙幣 (Rs.2、Rs.5、Rs.10、Rs.20) も適当に含めること。(ターミナル入口すぐ左手の外貨交換所で交換する)

5. 空港からの交通手段

空港から市内までの公共輸送手段は、タクシー又はバス(空港←→主要ホテル)に限定される。

空港から市内のホテルまでの所要時間は約15分～20分、タクシー料金は約Rs.50である。タクシーの屋根は黄色塗装であり、黒プレート白字ナンバー表示であるので識別できる。市内のタクシーはメーター料金であるが、空港ではホテルの名を伝え、運転手と交渉の後乗車する。

6. 空港バス

JICA事務所に交付されている空港バスにより、派遣員が空港ターミナル内(入国審査の手前)まで立入ることができる。

1 US \$ 21 Nepal Rupee

パキスタン事務所

1. 通関

(1) 携行機材、調査機材等業務に必要な機材及び電気製品等の持込みがある場合には、以下の項目につき前広に事務所宛通報すること。

イ. 品目、数量、金額、使用目的、特殊梱包の有無

ロ. 再輸出（持ち帰り）の有無

ハ. 消耗品、身廻り品が個人の同時携行の範囲を超える数量がある場合は、その詳細。

ニ. 到着便名及び到着月日

以上に基づき J I C A 事務所が、「パ」国経済省（E. A. D）を通じ、免税証明書（Exemption Certificate）を取得する。

手荷物及び同時携行機材の場合は、同証明書を提示し通関を行うこととなる。（通常事務所により出迎えを行っている。）

他方、アナカン貨物等別送機材の場合は同証明書を取得後エージェントに手交し手続きを行うことになる。

(2) カラチでの通関は以下の点に留意のこと

イ. 調査用携行機材、手荷物が多い場合、通常カラチでの通関については事務所よりの便宜供与は難しい。やむを得ぬ場合、カラチ総領事館に便宜供与方依頼することもできるが、近年同依頼件数も増加していることから、出来得る限り北京経由の直行便（週1回）を利用し、イスラマバードにてそれらを通関するよう配慮のこと。

ロ．なおカラチ在住の日本人専門家に対するアナカン貨物、携行機材等についてはこの限りではない。

2．空港からの交通手段

カラチ乗継ぎを含め、宿舎（ホテル）の予約を確実にすれば、ホテルのサービス車両が利用可能であり、これを利用すれば問題はなく、かつ安全である。また、宿舎予約結果の事前通報があれば当方よりホテルに対し、出迎え依頼も可能である。なお、イスラマバード空港においては、ハイヤーを利用することは可能である。（空港からホテルまで約150ルピー）

3．空港バス

到着ロビー（空港ターミナル入口）まで立入り送迎が可能である。

バン格拉デシユ事務所

1. 通関

(1) 荷物は、公用旅券所持者でも必ず検査対象となり、電気製品等については課税対象となる。

(2) 外貨申告は、空港所定の用紙に申告する。

2. 空港からの交通手段

(1) 当国際空港にあっては、タクシーの利用は極めて難しいこともあり、当事務所より車を差向けることにしたい。(その際、事務所のドライバーがJICA旗を示して出迎えることとなる。)

(2) 通常、調査団等JICA関係者は、SONARGAON HOTELに投宿するが、同HOTELのバスが空港よりHOTELに送迎している。しかし、バスの待時間が長いことがあるので利用はすすめられない。

3. 空港パス

当事務所には空港パスは発給されておらず、必要に応じその都度空港当局より入場許可証を取り対応している。それによっても、所持品のチェック等の取扱いが緩和されることはない。

ビルマ事務所

1. 通関

(1) 入国審査及び通関に際し、4種類の書類を作成する等、手続きが煩雑、また税関の能率が悪く時間がかかることは事務所員が仮に出迎えても同様であるが、事務所員は税関職員とも顔見知りであることもあり、通関は比較的スムーズに行われている。調査団単独で税関検査を受ける場合、どうなるかは予想できない。

(2) 空港出迎えについては、「ピ」政府受入れ機関がある場合には、その機関から送迎要員及び車輛提供等支援を受けている。その他の場合は、通関及びタクシーが困難であるため、事務所員が出迎えている。特に携行機材が多い専門家及び調査団は、トラブルとなることが少なくない。現在の空港の入管及び通関場所が狭く、また荷物を自分で外まで取りに行かざるを得ない状況であるため、出迎え人なくしては、かなり混乱する。また入管及び通関を完了するまでに1.5～2時間を要するため、通常は調査団等とその時間を利用して、スケジュール等を打合せしている。

2. 空港からの交通手段

空港では適当なタクシーをつかまえることができないため、調査団のためハイヤーを備上し、空港に待機させている。

3. 空港バス

空港バスは調査団来頼の都度、空港当局に申請し、入手している。空港建物内であれば、到着ゲートから税関まで全てに立入ることができる。

フィリピン事務所

1. 通関

(1) 税関検査は一般的に厳しく、公用旅券であっても荷物は開けるように要求され、特にダンボール梱包のものは必ず開けられ検査される。電気機器、スペアパーツ等は免税手続きを事前に完了していなければ、課税の対象として一時税関倉庫内預り（ボンド）とされるケースが多い。

(2) 専門家または調査団が持ち込む同時携行については、事前に免税手続きを完了している必要があるため、以下の事項を最低一週間前までに事務所に通知すること。

イ. 機材のインボイスならびにパッキングリスト

ロ. 到着フライト名、到着日

ハ. プロジェクト名、専門家名

※なお、保冷品、危険物を含む機材についても、当地空港の倉庫設備が十分でないため、即日引取りを行う必要があるところ、上記事項をできるだけ前広に連絡すること。

(3) 通関できずに一時倉庫預りとなった場合は、ただちに事務所に連絡し、税関吏から受取った機材一時預り証を提出して免税手続きを進めること。（引取りに係る日数は約2日）

2. 外貨交換

空港内で税関審査カウンターを通過したすぐ目の前に、銀行両替所があるので当座の必要額を換金しておくといよい。その際、換金証明書が発行されるので、忘れずに保持すること。また、ホテルで両替する

のも、交換レートは銀行に比べて若干悪いが簡便である。市中の銀行で両替すると長時間待たされる例が多い。

3. 空港からの交通手段

公共のシャトルバスのサービスはなく、タクシーを利用するのが一般的であるが一部悪質な個人タクシーが出回っており、法外な料金を要求されたりホールドアップ等危険な目にあわされるケースが見られる。

事務所からの出迎えがない場合は、レンタカーの運転手に名前（調査団、専門家名）を書いた紙を持たせ、空港出口（ゲート1）で出迎えさせる方法をとるのがよい。

なお、タクシーを利用する場合は、黄色いタクシーは利用するのを避け、黒色のGOLDENタクシーが安全といわれているのでこれを利用すること。

また、予めホテル名がわかっている場合は、空港から各ホテルまでのリムジンサービスを行っているので、空港ロビー内出口付近にあるHOTEL REPRESENTATIVEのカウンターへ行き、車を手配すること。料金はタクシーと比べ割高であるが、およそ350ペソ程度である。

4. 空港パス

空港パスを保持している場合、航空機から空港ビルをぬけて通路を出たところ（入国審査前）までの立入りが可能であり、見送りの場合は、出国審査を終え、最終手荷物検査の手前までの立入りが可能である。

マレーシア事務所

1. 入国審査

入国目的につき説明を求められた場合はWORKという言葉は使わず、「feasibility study for one month」, 「for attending at seminar on poultry disease for one week」というように具体的に述べた方がよい。

2. 通関

(1) 持込禁止品は、肌があらわな女性の写真類、ラジオ(68～87MHz, 102～174MHz)、麻薬類(死刑の対象)等である。

(2) 税関で厳しいものは電気製品、パソコン、ワープロ、ビデオ・テープ類(内容のチェック)であり、これらのものは空港内で一時預りとなることもある。

(3) 携行機材が多くある場合は、事前に「マ」側関係機関に機材リストを提示し、手続きをとっておく必要がある。

(4) ダンボール箱の場合は、中味を詳細にチェックされることが多い。

(5) 税関吏への「袖の下」は通用しない。

3. 外貨交換

チップ等のために、空港内の銀行で少額の外貨交換をしておくとう利である。

4. 空港からの交通手段

事前に空港内でタクシー乗車チケットを購入するとよい。因にK.L市内までの料金は約20ドル(但し、深夜、早朝は50%割増)

し)。

5. 空港パス

(1) 通常、到着ロビーまでの立入りが可能となる。

(2) 便宜供与の範囲は入国審査、税関検査に立合う程度のものであるが、特に携行機材が多い場合（事前の手続きは必須）は、JICA 職員が立合えば、通常スムーズに事が運ぶ。

(北米地域)

アメリ合衆国
カナダ

アメリカ合衆国事務所

1. 通関

生きた動・植物を持ち込まない限り（無税持込枠がある）、特に注意すべき点はない。なお、参考までに入・出国の手続きと留意事項を後述する。

2. 外貨交換

(1) 日本円からUS \$への交換は市中銀行で行える。

(2) 米国ドルから日本円への交換も市中銀行で交換できる。

(3) トラベラーズチェック（US \$の）をUS \$現金に交換することは、市中銀行では限度額なしに可能であるが、ホテルにおいては、1人1日当たりの限度額があるので注意すること。但し、トラベラーズチェックは殆どの場所で現金と同じ流通力があるので現金に交換する必要は少ない。

3. 空港からの交通手段（ワシントンD. C周辺空港）

(1) Dulles International Airport

ア) バス（市内まで）

① 頻度 ———— 平日 15分おき
 ——— 土日・祝日 1時間に1本
(24h 営業)

② 料金 片道12\$（往復切符20\$）

③ 乗り場 空港ビル東ウイング

(Lowest eastwing of airport)

④ 乗車時間 45分(市内まで)

4. 空港パス

無し。事務所員は通関後の一般出迎え客と同じ場所までしか行けない。

＜出入国手続きとその他注意事項＞

1. 入国手続き

(1) 米国への入国手続きは搭乗機が最初に到着する米国内の空港で行なわれる

(2) 入国に際しては

ア) 出入国記録ーパスポート・ビザのチェック

(Form I-94)

イ) アメリカ合衆国税関申告書ー税関検査用

(Form 6059B)

の2つの書類の記入が義務付けられている。

ウ) 税関については、身のまわり品の無税通関が認められている。

但し生きた動・植物または、10,000 \$ 以上のUS \$ を持ち込む場合は、別途申告手続きが必要である。ない場合は上記申告書の“NO.”の欄をチェックすればよい。

米国外で購入又は所持した物品については身のまわり品であればNo Commercial Valueとなり、総額はNoneとなる。

なお一時訪問者無税持込枠はタバコ類については紙巻タバコ200本、葉巻タバコ50本、パイプタバコ3ポンドまでである。酒類については大人、1人、1クォート(0.95ℓ)である。みやげ品としては、1人、100 \$ 以内まで(但し米国滞在72h以上、過去6ヶ月以内に訪米していないこと条件付き)が無税持込枠である。

2. 出国手続き

(1) 米国の出国手続きは、米国を離れる空港で行なわれる。手続きはエア・ラインのチェック・イン・カウンターで行なわれる。その際パスポート、航空券を提示し入国の際記入した出入国記録フォームの半券（出国記録の部分で入国の際、係官が出入国記録から切り離し、返却してくれたもの）を手交すること。

3. その他注意事項

(1) なお出発地が米国内で（例えばワシントンD.C.）で、乗りつき地が米国内の場合（例えばマイアミ）、乗り継ぎ地にて十分乗りつき時間がある場合は、一旦乗りつき地で荷物をチェックする方がより確実である。（即ちThrough baggageにしない）。但し、十分な時間がない場合にはThrough baggage にせざるをえない。特にマイアミでは、通関事情が改善されたとはいっても、時間帯によっては混雑し時間を要するので、乗りつき時間を十分とるよう旅行代理店を指導する必要がある。

(2) ニューヨーク～ワシントンD.C.間の飛行機

ア) シャトル便は殆んどが予約なしでのれる事とリコンファームがきかない事、及び搭乗手続きを早くすれば予約便より前の便にのれる事に注意。

イ) シャトル便以外で小型飛行機を使用する場合は、（或はシャトル便であっても）荷物が自分が搭乗する便にのらない事があるので注意すること。

カナダ事務所

1. 通関

明らかに販売を目的とした商品と思える物を多量に持ち込んだ場合を除き、無税で通関できる。

2. 外貨交換

自由に交換できる。

3. 空港からの交通手段

空港バスまたはタクシー

4. 空港バス

所有していない。

(中南米地域)

アルゼンティン
コロンビア
チリ
ドミニカ共和国
パナマ
パラグアイ
ブラジル
サン・パウロ
ベレーン
リオ・デ・ジャネイロ
ペルー
ボリヴィア
ホンデュラス
メキシコ

アルゼンティン事務所

1. 通関

(1) 機材を携行する専門家、多人数の調査団の通関をスムーズに行うため事前に次の手続きを行っている。

- (イ) 当事務所からア国外務省国際協力局あて、技術協力協定に基づく免税通関の手続（専門家名、調査団員名、到着便名、荷物の個数）を依頼する。
- (ロ) 上記当事務所依頼に基づきア国外務省国際協力局は免税通関証明書を税関あて送付する。（実際にはその証明書は当事務所に便宜的に手交されている。）
- (ハ) 専門家、調査団等の通関にあたり当事務所職員が税関に対し上記ロ、及び当事務所から税関あてに免税申請所（専門家名、調査団員名、到着便名、荷物の個数及びその内容）を提出する。

なお、公用旅券所有者であっても、荷物をチェックされる場合もあり、特にコンピューター、電子機器等については、チェックの対象となる。

従って上記（ロ）、（ハ）の文書を事務所員が空港税関まで持参し出迎えるが免税通関手続のためには、事務処理上専門家等の訪『ア』に先立ち最低3週間前までに本部より専門家名、調査団員名、到着便名、荷物の個数及びその内容について当事務所まで通知しなければならない。

(2) 通常の旅行に必要な身廻り品のみを携行している出張者につい

では、事前の免税手続きは必要とせず、同許可書を所持して出迎えなくても、特に問題は生じない。

2. 空港からの交通手段

空港出口で特機している流しのタクシーは、料金をごまかす悪質なタクシーもかなり見受けられる。従って、空港内に事務所を構えている空港ハイヤー（REMISE）は信用度が高く（料金が定められており乗車前に料金を支払う。空港より市内まで約15ドル程度）、同ハイヤーを利用することが無難である。

3. その他留意事項

当地も近年治安は悪化の傾向を辿り、空港内はもとより、市内レストラン、店屋等でも置引き等の類は、かなり頻繁に発生している。従って、空港へ出迎え、直ちに当地の治安状況については説明を行っている。

コロンビア事務所

1. 通関

所持品検査は、比較的厳しい。原則として、公用旅券所持者であっても検査される。多数の機材を持ち込む場合は、事前に機材リスト作成の上、税関当局から許可を受けておく必要がある。

2. 外貨交換

市内銀行でも外貨交換できることになっているが、時間がかかったり換金額に限度があったりして、通常は空港の両替所、宿泊するホテルもしくは数少ない市内の両替所で交換することになる。空港や市内の両替所は、夜間、休日は営業していない。またホテルでは換金できるだけのペソを持ちあわせていないことがある。なお、一旦ペソにしたものをドルに再び換金できるのは、空港の両替所のみで、この場合でも、空港の両替所で発行されたドルからペソに換金した証明書を提示しなければならない。

3. 空港からの交通手段

タクシーが便利である。

4. 空港バス

空港バスは有している。

立ち入り範囲は、エル・ドラド空港の国際・国内線発着構内。なお、エル・ドラド空港の横に、プエンテ・アエレオと称するアビアンカ航空会社専用ターミナル（但し、アビアンカ便のうち、国際線のニューヨーク、マイアミ～ボゴタ間、国内線では、カリ・メデジン～ボゴタ間のフライト発着専用）があり、このターミナル構内には、事務所所

有の空港パスでは入場できないことになっている。

チリ事務所

1. 通関

(1) 当事務所職員が立会った場合であっても、特に電子関係機器を携行した際には、例外を除き正規の手続を必要とするため、引取りに1両日を要することとなる。当事務所職員が出迎えた場合は、前述の電子関係機器を携行している場合を除き、ほとんど、トランクのチェックを受けることはないが、出迎えていない場合は、公用旅券所持者といえども、一応税関チェックを受けるものと考えて差支えないが、それ程厳しいものではない。

(2) 通常すべての入国者は税関入口の通関選別ボタンを押し、赤ランプがつけばチェックを受け、緑ランプの場合はチェックなしで通過できるが、荷物が多い場合（トランク2ヶ以上とか段ボール箱などを所持する場合）はランプの色に関係なく、すべて税関の検査を受けなければならない。

(3) 携行機材については、所定の免税手続きを行っていないと引取りできない。免税手続きには約1ヶ月を要するので、訪「智」の1ヶ月前までに、次の事項を当事務所に通知すること。

- ① 機材名（西文もしくは英文を付す）、数量
- ② 価格（C I F 価格）
- ③ 到着フライト
- ④ 到着日
- ⑤ B / L No
- ⑥ 供与機材、調査用機材、持ち帰り機材の区別

① 梱包個数、重量

2. 空港からの交通手段

空港より市内（約20km）までの空港タクシーは、当地にあっては、ただ1社だけであり、悪質で、常に金銭トラブルがつきものであるの
で利用はすすめ難い。当事務所では事前に到着日時、フライト名の連絡を受ければ、より安く、安全な特定ハイヤーの運転手を税関内にまで出迎えさせる事が可能である。

3. 空港パス

当国国際空港においては、制度的に「空港パス」は存在しないが、当事務所職員はチリ外務省発行の身分証明書を提示することによって、通常空港内への立入は可能である。

国際空港においては、入国審査、勤・植物検査、税関検査の順に入国手続を進めることになるが、当事務所職員は入国審査を終了した時点（場所）で出迎えることとなる。

ドミニカ共和国事務所

1. 通関

特に問題はない。

2. 外貨交換

現在外貨規制については厳しくなっており、特に63年7月14日以降は政府公認の両替銀行(Banco de Cambio)が営業停止となっている。

外貨交換は全て市中銀行で行うこととされており、旅行者の便宜を図るため中央銀行の認可を得てBanco de Reservaが特別に土曜、日曜も自行店舗及び一流ホテルで両替え業務を行なっている。

3. 空港からの交通手段

タクシー 約40分 約50ペソ (料金は個別交渉)

バスはなし

4. 空港バスの有無及び立入り範囲

空港バスはないが、在ドミニカ日本大使館発行のCarnet de Identificacion (JICA職員であるという証明)を呈示することによって空港に入っている、本証明書で入国、通関に立合っている。

パナマ事務所

1. 通関事情

当国はコロン・フリーゾーンもあり、商品の流通も盛んであるところから、一般的に通関事情は良好である。但し、食品については、植物防疫法、家畜伝染病予防法の観点から特別の検査が行なわれている。我方専門家及び調査団等が同時に携行する荷物については、従来大使館を通じ先方外務省経由、大蔵省（税関）から書面による便宜供与（CORTESIA）を得ており、通関に際し、右書面を提示することにより、事実上荷物の検査は行なわれることなく、円滑な通関が行なわれている。別送荷物や供与機材、携行機材等については、免税手続（先方外務省、大蔵省及び会計検査院の許可を取得）を行ない、無税通関することを得ており、特に問題は見られない。通常、免税手続に2週間程度を要している。（但し、大使館で促進を図った場合）

2. 外貨交換事情

当国の通貨は形式上バルボア（1ドル＝1バルボア）であるが、バルボア紙幣は発行されておらず、事実上米ドルそのものが使用されている。（但し、1ドル未満の硬貨（セント）については、独自のバルボア硬貨が発行されており、米ドル硬貨と共に混って流通している）従って、ドルとバルボアとの交換はなく、また、日本円その他の外国通貨のドルへの交換も一般的には行なわれておらず、円を持ち込んだ場合にはドルへの交換が困難である。

3. 空港からの交通手段

空港はパナマ市から23kmの地点にあり、一般的にはタクシーが利用

されている。タクシー料金（メーターなし）は、市内から一般のタクシーを利用して行く場合、1人で12ドル、家族で15～18ドルである。空港から市内へは、一般タクシーは通常なく、観光タクシーを利用することとなるが、この場合市内まで20～25ドルである。

バスもあるが、通常は邦人は利用していない。

4. 空港バスの有無及び立入り範囲

当事務所の場合、当国外務省発行の身分証明書（HISION INTERNACIONALのステータスで目下、取得手続中）を提示することにより、航空機の乗降口まで立ち入ることが出来る。上記身分証明書以外のパスは必要とせず、専門家も同様身分証明書の提示により容易に空港施設へ立ち入ることが出来る。

パラグアイ事務所

1. 通関

通関については、韓国人、中国（台湾）人が不法な手段で沢山の荷物を搬入しており、JICA職員が立合わない場合、同じ東洋人で区別が難かしいため、相当のトラブルが予想される。

2. 空港からの交通手段

空港タクシーは、市内のメータとは別の高い料金を請求されることがある。

3. 空港パス

当地では、JICAの職員（専門家を除く）が身分証明書を提示することにより、空港内への出入りが認められており、通関には中央税関に一筆を手交し、荷物の通関を簡単に行なうことが可能である。

ブラジル事務所

1. 通関

最近、伯国の通関チェックは厳しくなっており、家電製品及び機械類は、原則として課税対象とされ、土産物等小物類についても数量が多く、US \$ 300以上と判断された場合は課税される。

また、通関のチェックに観光、公用の入国形態による区別はなく、検査の厳しさは一律である。

パソコン、ワープロ等先端産業に属する機材については、禁輸品となっているためSEI（特別情報局）の特別な許可を必要とする。

2. 外貨交換

伯国内の主要都市（ブラジリア、リオ、サンパウロ等）にてUS \$ →CZ \$（クルザード）への交換は、旅券を提示することにより市中銀行において可能（銀行発行の換算証明書を取得出来る。）しかし現地通貨をドルに交換することは不可。

3. 空港からの交通手段

伯国内の主要都市空港は、空港バスを配置しているが、JICA関係訪問者は、空港タクシーを利用するのが、一般的であり、より安全である。

4. 空港バス

ブラジリアでは、訪問者の出迎えに際し、身分証明書を提示し、荷物引取り口まで立ち入ることは可能であるが空港バスは所有していない。

サン・パウロ事務所

1. 利用空港名

(1) GUARULHOS (国際線及び国内線、サン・パウロ市中心から25km)

(2) VIRACOPOS (国際線、同上100km)

(3) CONGONHAS (国内線、同上8km)

(4) PORTO ALEGRE (国際線及び国内線、市中心から10km)

(5) CURITIBA (国内線、市中心から18km)

2. 通関

上記(1)、(2)、(4)の国際空港における入国審査手続きは特に問題ない。通関については、最近輸入禁止品目が増加しており、特にコンピューター関係機器材の持込みには厳しいので、携行予定の場合は、事前許可取得が望ましい。

3. 空港からの交通手段

(1) 空港出口に待機するタクシーは、比較的安心して利用できる。

(2) GUARULHOUS空港では、ラジオ・タクシーのカウンターで目的地(CHIKU BAIRRO)別に定められた料金をあらかじめ支払い、チケットを受取った上で指定のタクシーを利用する。

(3) CONGONHAS空港では、事前料金支払い制になっていたが、ラジオ・タクシーが待機しているので、これを利用するのが望ましい。(料金は目的地別に定められている。)

(4) その他の空港では一般タクシーを利用することになるが、悪質なものは少なく、メーター通り料金を支払えば問題ない。(但し、料金は頻繁に改定されるので、通常換算表が利用されている。)

4. 空港バス

当事務所では、空港バスは所持しておらず、特に必要な場合には税関長の許可を得て通関立会いの便宜を図っている。

5. その他留意事項

(1) いずれの空港もタクシー乗場までの治安は特に問題なく、一般常識的な注意を怠らなければ、置引き等の被害に会う危険性は少ない。

(2) 国際空港の特定な場所(インフォメーションカウンター、航空会社カウンター等)以外では、英語は一般的に通用しないものと認識しておいた方がよい。

ベレーン事務所

1. ベレーン空港（国際線はマイアミ、カイアネの2路線のみ）

毎週日曜日 マイアミ発 17:00-23:59 ベレーン着

〃 水曜日 ベレーン発 12:15-17:15 マイアミ着

（カイアネ路線は週2便）

（1）通関

当地は麻薬中継地と見なされている為、特にマイアミ経由の出入国者の荷物検査は厳しい。

（2）空港からの交通手段

タクシー利用の際は料金のトラブルを避けるため、空港内所定のカウンターにて、前もって、行先別搭乗券を購入することが望ましい。又、白い車体にAERO PORTOと書かれた空港専用のタクシーを利用すること。

料金はドル換算で7～8ドル相当

（3）空港バス

当事務所の場合、空港バスは所持していないが、必要に応じ、都度、交渉して、空港内に立入って便宜を図れるようバスをとる事としている。

（4）その他の留意事項

空港内外の治安はほゞ良好であるが荷物の運搬は自身で行い、又呼び込みタクシー利用は避ける。

2. マナオス空港

(1) 通関

イ. 当地は、麻薬中継地と見なされているため、入国者の荷物検査は特に厳しい。

ロ. 入国の際、日本から高価な物（カメラ、医療器具、電機製品、コンピューター等）を持込んだ場合は、空港において、登録手続きを行い、必ず持込済という証明が必要である。

ハ. 当地は自由港のため、国内線を利用する場合でも、出国の際通関が必要である。

(2) 空港からの交通手段

空港専用タクシーを利用する。

(3) 空港バス

空港内への立入は原則としてできない。

(4) その他留意事項

イ. 空港内外の治安はほぼ良好であるが、置引き等には十分注意する必要がある。

ロ. 国際線を利用する場合、通関が必要なため出発2時間前に到着していなければならない。

ハ. マナオスのホテル料金は、ブラジル国内で一番高い。また、シーズン中（12月から3月）は観光客が殺到するためホテル予約が困難である。

リオ・デ・ジャネイロ事務所

1. 通関

(1) 公用旅券所持者であっても、入国の際特別の便宜を受けることはない。

(2) 通関は、1人トランク1個、スーツケース（あるいは、ショルダーバック等）1個という標準的な旅行者の荷姿であれば、特に問題になることはない。

しかし、機材等を携行した場合は、厳しくチェックされるので、事前に伯側の許可を取得しておくことが絶対必要条件である。

2. 外貨交換

空港内での両替は必要最小限（概ね50ドル位）に留めること。

3. 空港からの交通手段

空港ビルから市内へは、空港内ハイヤー（TRANSCOPAS、とCOOTRAMOの2社。領収書を兼ねる乗車券を発行する。）を利用すれば問題ない。

4. 空港バス

空港バスは、空港内を除いてほとんど立入可能であるが、税関（通関）は原則として、検査官が検査に手間取った時に通関として呼ばれて入ることが建前となっている。

5. その他留意事項

(1) リオ空港は1階が到着フロアー、2階が出発フロアーで、さらにAが国内線、B及びCが国際線となっており、到着（1階）した際にリコンファーム（2階出発フロアー）しておくことが望ましい。

(2) 深夜（おおむね22:00以降）到着便の場合、ホテルがキャンセルされることがあるので、その場合事前に事務所宛連絡すること。

(3) きちんとした身なり（ネクタイの着用は問わない。）で入国することが望ましい。浮浪者風では全ての審査が厳しくなる。

ペルー事務所

1. 通関

(1) 当国においては、輸入制限政策のため入国時の通関が非常に厳しく、特に機械類・電気製品は輸入禁止品目とされており、ほとんど例外なく税関で没収されている。

このため、特に開発調査団等機材を持込む調査団については、通関をスムーズに行うため、当事務所と大蔵省・税関当局との協議、合意のもとに、当事務所長名の書簡に空港税関長の了承（サイン）を取り付け、この書簡をもって通関を行っている。従って、本手続を実施するためには、上記書簡を携行した当事務所職員の出迎えが必要となるため「出迎不要」の指定は不可能である。

(2) 機材を携行しない調査団等の場合は、Personal Effects（トランク1個程度）は、通関時における支障は特にはないが、段ボール箱は例外なく解梱される。

(3) 事務所が出迎えを行わない場合は、通関の際には日本・ペルー技術協力協定に基づく調査団である旨を明示し（公用旅券の提示等）、無用な隠し立てはせず、事実を申告することが肝要である。

また、荷物の運搬には、必ず制服着用のポーターを使用し、私服の者には手伝わせないこと。

2. 空港からの交通手段

空港ビルの外（TAXI待合場）は、特に治安上問題はなく、空港タクシーは規定料金にて運行されており、また英語を解する運転手もいるので特に問題はない。

タクシーに乗車する際は行先を明示し、料金を確認すること。

3. その他留意事項

深夜（午前1時～5時）に到着するか、あるいはホテルに向う時間がこれにかかる場合、外出許可証取得手続を空港内にて行う必要がある。

ボリヴィア事務所
(ラ・パス)

1. 通関

現在、業務によほどの支障がない限り、2名の職員が交替で空港までの送迎を行って居る。その際、税関長あてにフライト、氏名、来訪目的等を記したレターを提示しており、入国検査にあたっては、携行荷物の解梱を要求されることはない。

2. 空港からの交通手段

(1) 悪質なタクシー等今まで特に問題は生じていない。(空港から市内まで約US\$10~15程度)

(2) 当地においては、日系の旅行エージェントもあり、当事務所が空港税関長宛簡易通関依頼書を作成し、同依頼書をエージェントに手交する。右エージェントが調査団等に対し必要な便宜供与(通関及びホテルまでの送迎等)を行うことは十分可能である。

※費用は調査団負担、JICA指定ホテル

: HOTEL PLAZA

TEL 37-8311

料金は下記の通り。

1人-8.	⁴¹	USドル/人	2人-4.	⁷⁸	USドル/人
3人-4.	⁴⁶	USドル/人	4人-3.	⁸⁸	USドル/人

5～9人-3.⁴⁰ USドル/人 10～19人-2.⁷² USドル/人
20人以上-2.¹⁴ USドル/人

3. 空港パス

当事務所は、空港パスを所持しており、税関内の出入りは自由である。

サンタクルス支所

1. 通関

(1) 当事務所では、前もって空港税関長等宛文書をもって申請（依頼）し、許可済みの文書を持参し、入国審査、通関に対応している。なお、調査団荷物の多いものについては氏名、到着機、便名の他に目的、携行荷物リストが必要となる。

(2) 通関の際、引抜きされることがある。（例：珍しいものをほしがる。この際、言葉が通じないと、貰ったものと先方は勘違いする。）

2. 外貨交換

空港にて現地貨への交換は困難である。

3. 空港からの交通手段

タクシーは合乗りとなる。

4. 空港バス

空港バスについては、出入国ロビー、荷物受取所（通関を含む。）の出入は可能である。

5. その他留意事項

航空便の遅延、キャンセル、及び荷物の未着が頻繁に発生している。

ホンデュラス事務所

1. 通関

非常に厳しい。また、空港のスタッフはほとんど英語を解さない。

2. 空港からの交通手段

タクシーがあるが、悪質なタクシーもあり注意を要する。また、タクシーの運転手はほとんど英語を解さない。

3. 空港バス

所員及び現地補助員は空港バスの交付を受けており、空港内のほとんどの場所での便宜供与が可能である。

4. その他

上記1～3項の理由及び首都の地理、地形がわかりにくい（山の谷間）等もあり、適当所員（契約調整員または現地補助員）に出迎えさせることとしたい。

メキシコ事務所

1. 通関

(1) 携行機材等の持ち込みについては、事前に連絡がないと通関の際、一旦税関に差押えられる等トラブルが生じることとなるので、事前の事務所への連絡・通報を徹底すること。

(2) 通関の際は、機内で渡される税関申告書に必要事項を記入のうえ、パスポートを添えて税関係官へ提出する。公用旅券の場合は、ノーチェックで通関可能となるケースが多い。(但し、所持品は衣服・書類等である旨強調すること。)

(3) 係官からは、持込みが厳しく制限されている日本食品の有無につき質問される場合が多いので注意を要する。

(4) 携行荷物のチェックがある場合は、段ボール箱を中心に行われる。

(5) 置引き等の被害を防ぐため、荷物の個数を常に確認しておく。

2. 空港からの交通手段

タクシーを利用する場合は、必ずタクシー乗り場で乗車チケットを購入する。

3. 空港バス

必要の都度 JICA 事務所員が空港バスを申請して、到着ゲートまで出迎えるのうえ、入国・通関手続き等の便宜を図っている。

(欧州地域)

フ ラ ン ス

フランス事務所

1. 通関

殆どチェックしないのが通常であり、問題はない

2. 空港からの交通手段

空港から市内まで約24km。タクシーを利用した場合、市内のホテルまで約30分。空港バスを利用した場合、ポルト・マイヨー・エアー・ターミナルまで約40分。電車を利用した場合「北」駅まで約30分

3. 空港バス

事務所は有していない。

(大洋州地域)

オーストラリア

西サモア

パプア・ニューギニア

フィジー

オーストラリア事務所

1. 通関

(1) 入国にあたり、公用旅券所持者であっても特別な取扱いを受けることはないが、一般に入国審査や通関について特に問題になることはない。

(2) 但し、動・植物関係については非常に厳しく、例えば、リンゴやミカン等の果物や、食料品の絵のついたダンボール箱等を携行すれば、中味と関係なくすべての携行品が調べられることがあるので、果物や食料品の絵のついた箱は避ける。

(3) また、機内で書く携行品申請書は、すべてYES, NOで答えることになっているが、すべての欄をNOに統一した方が賢明である(ほとんどフリーパス)。少量の食料品を携行し、YESと記入したため、すべての携行品を調べられたケースが多い。

(4) 入国手続き

①入国時に旅券・入国カード・税関申告書を入国審査官に提出する。

(税関申告書は返戻される。)

②荷物を引取り、税関職員に税関申告書を提出する。

(注) すべてNOの答を出した者は殆どがフリーパスとなる。

③到着ロビーに出る。

2. 外貨交換

(1) 税関を通過すれば、空港内の銀行で外貨(日本円を含む)を両替することができる。

(2) 両替

到着ロビー図③の、Westpac銀行は常時営業している。市内の銀行は、月～金9:30AM-4PM。ホテルでも両替出来る。円及び主な国際クレジットカードも広く通用する。

3. 乗換

①国際線：キャンベラ等への乗り換えは、入国手続き荷物引取り、税関審査を終えたら、荷物を図①の国内線乗継荷物チェックインカウンターで預けてから、図②の各社国内線カウンターで搭乗手続きと国内線空港行バスの申込みをする。

②国際線：待機時間が短い、あるいは豪州ビザなし、または、荷物がシドニー受取りとなっているなどの場合は、トランジットエリアの係員の指示を受ける。豪州ビザがあり、待機時間が長く、荷物がスルーになっている場合は、一旦、入国・税関検査を済ませ、ロビーに出ることも出来る。その場合は2階出発ロビーの各航空会社のカウンターでチェックインして、出国手続きをすることになる。

4. 確認

次のフライトのリコンファームは、入国時2階出発カウンターで済ませて置くといい。

5. 空港からの交通手段

(1) タクシーまたはリムジンを利用することになるが、タクシーが便利である。タクシー利用の場合、メーターどおりの料金を支払い、特別大きな荷物がない限りチップは不要である。

注) 国内線への乗継ぎはリムジン・バスがベター。

(2) 交通

国際空港から市内へは、図④よりタクシー約30分、17豪ドル程度、
図⑤よりバス約30分、3豪ドル。利用容易。

6. 出国手続き

各航空会社カウンターは、2階出発ロビーにある。エコノミークラスは、図⑥で2時間前までに、ファストクラス、ビジネスクラスは図⑦で1時間前までにチェックインすること。

(なお、ファスト・ビジネスクラスの者は、VIPラウンジが利用出来るので、カウンターで申し込むこと。)

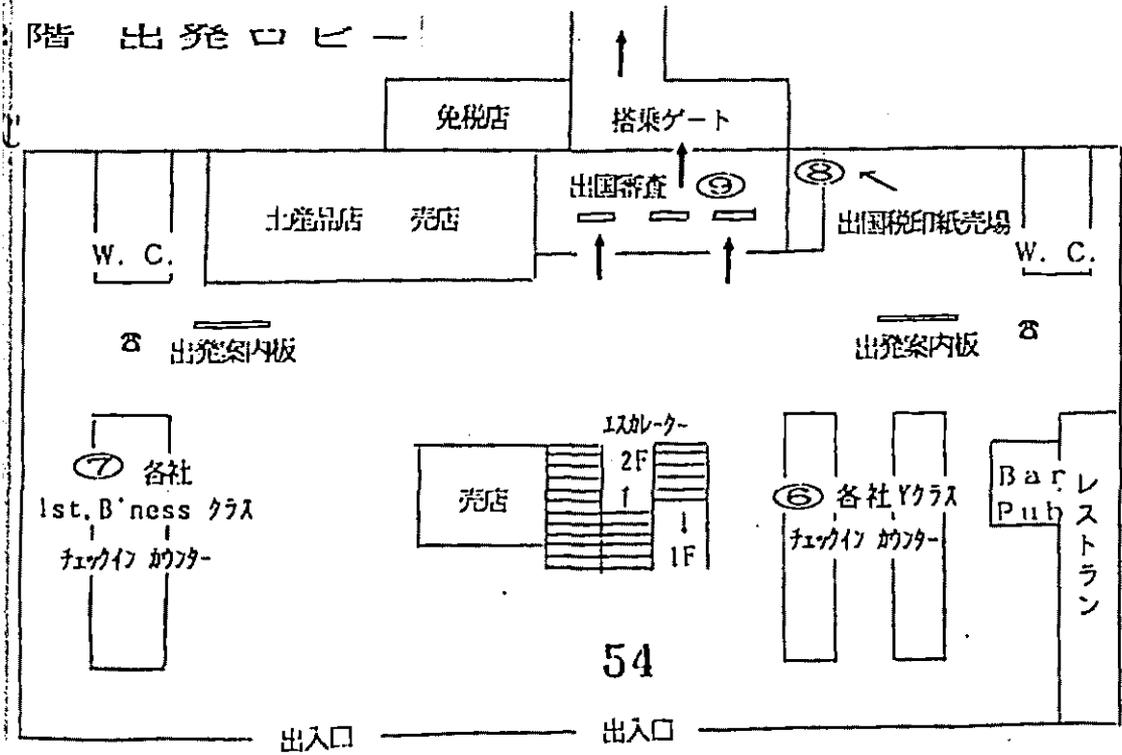
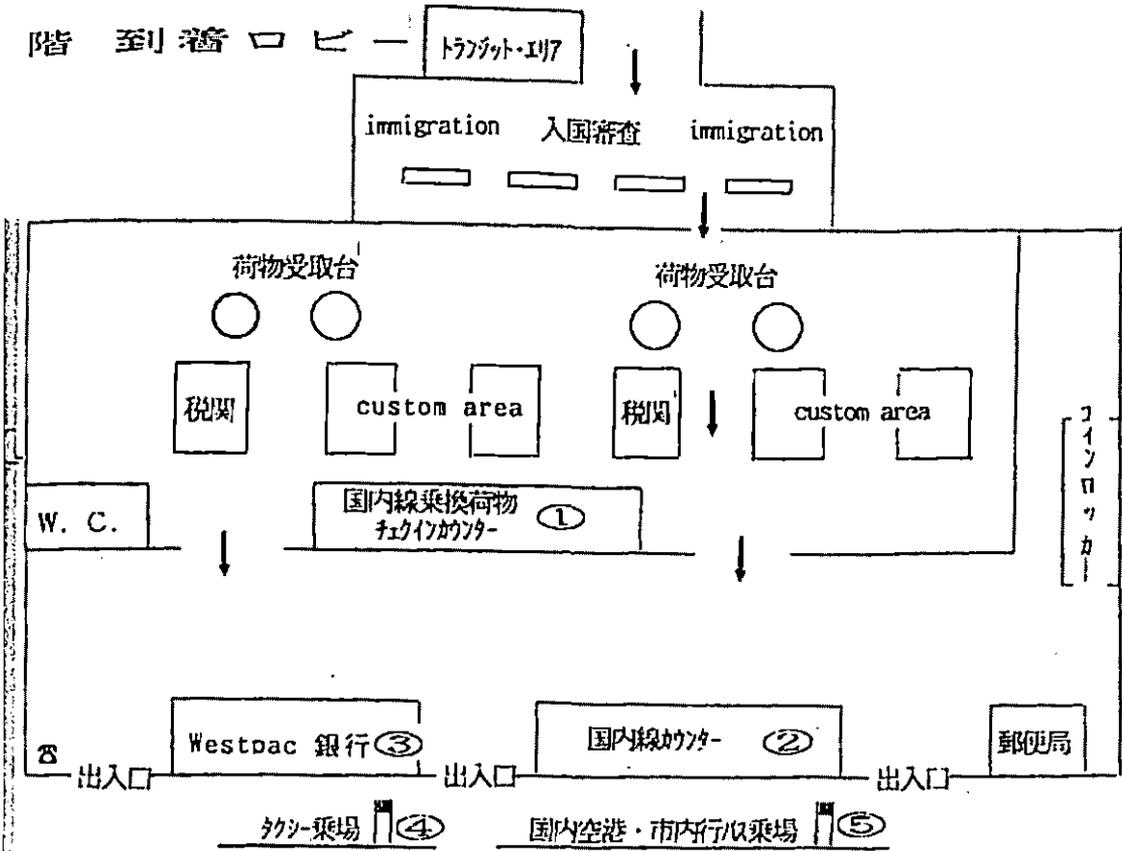
チェックインが済んだら出国税印紙売場図⑧で、旅券・切符を提示し、10豪ドルを支払い、印紙を貼って貰うこと。(24時間以内だと、出国税は無税となるので免税印紙を請求すること。)

その後、出国審査図⑨へ進む。

7. 空港バス

当国には、一部の航空関係業者を除き空港バスはなく、総領事館の場合でも、あらかじめ税関当局あて入関の手続きをしたうえで、登録された館員が税関構内に立入り、来訪者を出迎えることとなる。この場合でも、入国手続、税関検査には立会えない。

空港ロビー見取り図



西サモア事務所

1. 通関事情を問い合わせ外貨交換

(1) 当事務所として可能な範囲の便宜供与は、ホテルの予約、空港送迎、車両の手配である。

2. 空港からの交通手段

出迎えを必要としない場合は、空港バスを利用することが最適である。タクシーを利用する時は、事前に料金の交渉をすることが必要である。

3. 空港バス

当事務所は空港バスを持っていないことから、空港内には立入ることができないが、公式ルートで依頼すれば西サモア政府が人を派遣し、調整業務を行う。

パプア・ニューギニア事務所

1. 通関

PNGにあっては、空港通関手続きは割合容易である。

2. 空港からの交通手段

タクシーは、常時あり料金は高いが悪質ではない。

3. 空港パス

空港パスで出入り許可されているのは、通関手続きの所までである。

フィジー事務所

1. 空港からの交通手段

タクシー料金（1台の標準料金）

(1) NADI～SUVA Fドル 80.00

(2) NAUSORI～SUVA市 Fドル 12.00

2. 空港バス

従来、NADIにおける空港バスは、大使館より貸与されていたが、3月より本制度が変更され、必要に応じフィジー外務省に当事務所より文書で申し入れることとなった。なお、NAUSORI空港の場合も同様である。

(中近東地域)

サウディ・アラビア

シリア

サウディ・アラビア事務所

1. 通関

(1) 当国の通関は課税が目的ではなく、宗教上から酒、麻薬、風紀を乱す雑誌等、人形等及び豚肉の持込みを禁止しているため通関は非常に厳しく、公用旅券所持者といえども全携行荷物を検閲される。VTRテープは検閲のため一時保管される場合がある。

(2) 上記の物を所持していなければ問題を生じることがはまずないが、入国審査及び通関に長時間を要する。

問題を生じた場合、適切な処置（故意に持込もうとしたと判断されない事が肝要）が必要である。

2. 空港からの交通手段

空港出口に並んでいる黄色のタクシーは、アラビア語しかできず、かつ猛スピードで運転するため利用はすすめられない。離れた所に白色のリムジンがあり、これを利用すれば黄色よりは安全である。

3. 空港パス

当事務所には空港パスはない。大使館にも4枚しかなく、無記名パスはない。また、パス所持者が入国審査、通関に立合っても所要時間、検閲内容は変わらないので、持込み禁止品目の持込みをしないようお願いしたい。しかしながら、調査団の携行資機材並びに赴任等で多量の荷物がある場合は、大使館空港パス所持者が空港内（入国審査、通関）まで出迎えて頂けることで大使館の了解を得ている。

4. その他

当国の場合、JICA職員の出迎えが困難な場合でも、ローカルスタッフもしくは、運転手による出迎えを考えたい。

シリア事務所

1. 通関

(1) 税関検査は税関吏の個人差にもよるが、一般的には非常に厳しく、公用旅券の効力はほとんどない。

(2) アラビア語以外を解する税関吏が少ないことや、申請用紙等がアラビア語のものしかなかったりする時もあり、入国に手間取るケースが多い。

(3) 電気製品等を大量に持ち込む場合は、事前に在外事務所の応援を要請する事が望ましい。

※空港での手順

- (1) 入国審査
- (2) US \$ 100換金
- (3) 持ち込み外貨申告
- (4) 荷物の受け取り
- (5) 税関荷物検査
- (6) 交通手段の確保 (タクシー又は便宜供与)

2. 外貨交換

(1) 入国時にUS \$ 100を11.20S (シリアポンド) / US \$ の公定レートで換金する必要がある。

(2) 入国時の外貨申請書を出国時に提示されることがある。

(3) 市中での換金は、銀行又は一流ホテル (一部除く) で換金が可能である。

(4) 換金証明書を必ず受け取り、保管しておくといよい。

(5) 世界的に通用しているクレジットカードやUSドルT.C.は一流ホテル等で有用であるが、一番有効なのはドルキャッシュである。

3. 空港からの交通手段

税関を出た所にカウンターがあるので、行き先を告げ、ドル払いで手続きをし、領収書を受けてから、運転手に荷物を託す。これは政府公認のタクシー会社であり安全である。ブルーのナンバープレートで、現在はVolvo車のみである。

4. 空港バス

空港バスは所持していない。

5. その他の留意事項

通関手続き等が時期により流動的である。

(アフリカ地域)

エ	ジ	ブ	ト		
エ	テ	イ	オ	ビ	ア
ガ		ー			ナ
ケ		ニ			ア
ザ	ン		ビ		ア
タ	ン	ザ	ニ		ア
テ	ユ	ニ	ジ		ア
マ	ラ		ウ		イ
モ	ロ		ッ		コ

エジプト事務所

1. 通関

(1) 入国審査がルーズであり、係官によっては、滞在目的、回数等につき十分に説明を行っても手違い他の理由により業務に必要な所要滞在期間を付与しない場合がある。(係官の不注意による。)

(2) 当国税関検査は通常(空港パス保持者の同行ない場合)極めて厳しく、公用旅券保持者であっても荷物のチェックは必ず受ける。個人用荷物でもダンボール、ジュラルミントランクがあると特に厳しくなる。

(3) 機材関係は厳しく、相手国実施機関(カウンターパート)が文書を用意して、引取りに来ていても即時通関は困難であり(通常1～2日を要する。)パソコン・ワープロ等の電子機器が含まれると数日を要する。

(4) 所要の入国滞在期間を確実に係官に伝達し、滞在許可を得る。

(5) 携行機材を同時に持込む場合、事前(1週間程度)にAWBを送付する。

2. 空港からの交通手段

(1) 空港ビル近辺の治安は極めて良好であるが、タクシーについては英語をあまり解せず、かつ小型のタクシーに限られ、料金交渉の上、乗車するのが習慣となっている。料金は高額を要求するが多い。

3. 空港パス

空港パスにより、入国審査の所まで立入り可能である。(事務所員3、ローカルスタッフ1の計4人がパスを受けている。)

エティオピア事務所

1. 通関

特に問題はない。

2. 外貨交換

銀行、主要ホテルにて交換可能。但し、入国時「外貨持ち込み証明書」提出が必要。

3. 空港からの交通手段

タクシーにて市内主要ホテルまで10E.T.B. (現地通貨)

4. 空港バス

空港バスは有している。

イミグレーションまで立入り可能。

ガーナ事務所

1. 通関

(1) ガーナへの入国にあたり、入国カードの他、所持金申告書（トラベルフォーム）を機内で入手のうえ、前もって記入しておく。

(2) 通関にあつては、バックを開け全部の所持品を検査する。高価そうに見える物、ラジオ、TV等輸入税をかけられる可能性がある。

(3) 特に調査に必要な機材を大量に携行する際は当方で免税手続きを事前にとるので、最低3週間前に次の事項を当事務所に通知すること。

イ. 機材品目名、数量、価格

ロ. ケースNo及び梱包個数

ハ. 贈与機材か持ち帰り機材かの区別

ニ. 到着フライト及び到着月日

ホ. プロジェクト名

(4) もし、所要手続きが間に合わなかった場合は、持込み機材総額の150%のDEPOSIT（保証金）を積んで引き取ることになるので、あらかじめ資金を調達して来ること。

2. 外貨交換

ホテルに着くまでの所用経費として、とりあえずUS \$ 100程度を用意し、外貨を申告する場所の近くに銀行の出店があるので、そこで交換し、所持金申告書に証明をもらっておく。

3. 空港からの交通手段

ガーナのタクシーは、運転手がオーナーから日ごとに借りて商売し

ているものと、空港等では白タクがある。どちらにしろ、料金を表示するメーターなど付いていないので、ホテル名等を告げ、値段は自ら交渉する。市内のホテルまでであれば1,000cedi程度である。

4. 空港バス

事務所で1枚所有しており空港内での便宜供与は可能である。

ケニア事務所

1. 入国

- (1) 入国の際、短期専門家や調査団の場合は、滞在期間を申告の上、帰国時の切符を提示する必要がある。(リターン・チケットがない場合は入国拒否となる。)
- (2) 長期滞在者の場合は「ケ」側(大蔵省)よりの受入確認証明が必要である。
- (3) ヨーロッパから入国の場合、イエロー・カードは必要ないが、アフリカ諸国、南回りからの入国の場合は、黄熱病、及び、コレラのイエロー・カードが必要である。

2. 通関

- (1) 荷物は、自分で確認する必要がある。
- (2) 通関の際、所持金を外貨申告書をもって申請し、両替の度に、換金証明をもらっておく必要がある。
- (3) 税関検査は、検査官の個人差による。外交官旅券はほとんどフリーパスだが、公用旅券は観光旅券とほとんど扱いがかわらない為、一般的には、厳しく検査される。(特に、ダンボールやジェラルミン・ケースのもの。)したがって課税対象物の同時携行はさけ、免税措置後入手すること。
- (4) 持ち込みにあたって注意を要する物品
 - ① 食料品全面輸入禁止。
 - ② 課税対象物：電気製品(ラジオ・カセット、時計、カメラ、ビデオ等)

コンピューター（計算機、タイプ・ライター、
ワード・プロセッサ等）

(5) 短期専門家の携行機材、及び、調査団が持ち込む機材についても所定の免税手続きがなければ引き取りはできないので、調査団等の訪「ケ」に先立ち、最低3週間前までに次の事項を当事務所に通知することが必要である。それを受け、事務所は大蔵省よりDA₁フォームをとり、免税手続を行う。

- イ. 機材品目名、数量、価格
- ロ. ケースNo及び梱包個数
- ハ. 贈与機材か持ち帰り機材かの区別
- ニ. 到着フライト、及び、到着月日
- ホ. プロジェクト名
- ヘ. 受取人氏名
- ト. Airway Bill No

機材引取りは、現在、空送は、Government Clearing Agent（ケニア政府関係の荷物引取期間）を通して行っているが、業務進行状況は極めてスローでルーズである。

(6) もし、所要手続きが間に合わず、税関内で差し押えられた場合は、無理に引き取らず、事務所の手続を経て、入手する措置をとること。

3. 外貨交換

荷物受取所、及び通関後に銀行があるので、当座の小銭を両替しておくこと。その際、両替のフォーマットを忘れず提示すること。

銀行名 National Bank (24時間営業)年中無休

Barclays Bank (6:00~12:00 18:00~24:00)

4. 空港からの交通手段

タクシーは比較的安全なAir Poter及び、Kenatcoタクシーを利用すること。

Air Poter タクシー… 190Ksh

ミニバス… 250Ksh

Kenatco タクシー… 250Ksh

いずれの会社の窓口も到着ロビーにある。

5. 空港バス

当事務所は、現在「ケ」側より空港バスが与えられているが、機側までの立入りは不可能である。

空港バスの空港内立入り範囲は、国際線等出発到着ロビー内（入国管理、税関を含む。）までとなっており、滑走路に面する空港ビルより外に出ることはできない。

6. その他留意事項

スリ、置き引き等の事故が多発しているので、注意を要する。

7. 出国

(1) 「ケ」国で換金証明の範囲内でドル、ポンド等に両替可能。そ

の際、換金証明と外貨申請書の提示がないと両替できない。

(2) 銀行での両替の際、換金証明、又、出国の際、税関で外貨申請

書は、提出となるので精算上、必要な場合は、あらかじめ、コピーをとっておくこと。

(3) 荷物のエクセス料金は、現地外貨（シリング）でもドルでも支払い可能。

- (4) 空港使用税は、現金で米ドル、20ドル必要である。(トラベ
ラーズ・チェック、シリングは受け付けられない。)
- (5) なお、出国の際ボディチェック担当のセキュリティー・オ
フィサーが金品を提示及び引き渡しをもとめることがあるが、こ
れは法的根拠がないので応ずる必要がない。

ザンビア事務所

1. 通関

(1) 多量の携行機材がある場合には、明細書をあらかじめ当事務所宛送付してもらえば、当事務所より当局に通知しておく。

(2) あらかじめ調査団等の目的、出張者の氏名、役職、パスポートナンバー等を遅くとも3週間前までに当事務所、または大使館に通知してもらい、それに基づき相手政府に対し、口上書を提出しておく必要がある。

(3) 持込み品について、特に同じ形のを多量に持込む時は、商品と見なされて課税される場合があるので注意を要する。

2. 空港からの交通手段

(1) 空港からホテルまでの公共交通手段（バス、タクシー）がほとんどないので、あらかじめ手配しておく必要がある。

(2) ホテルの車を利用の際は、車の出迎えをあらかじめ手配しておく。

(3) 現在は、調査団等の内容により、当事務所と大使館とで協議し、両方またはどちらかで送迎及びアテンドを行っている。

3. 空港バス

空港バス及び事前に提出した口上書のコピーを示すことにより、到着口から入国審査・通関まで概ね問題なく便宜を図れる。

タンザニア事務所

1. 入国手続

(1) 入国カード記入、外貨申告用紙に記入（税関検査時に提出し、そのコピーを受取る。本用紙は出国時までには保持し、現地通貨との交換が必要の都度提出し、相手から署名をもらう。外貨申告は正直ベースで行うこと。）

(2) 検疫（コレラ、黄熱病が必要）

(3) 1人50US\$を現地通貨（タンザニアシリング）に交換することを義務付けている（外貨獲得のため）

(4) 入国審査：1ヶ月の滞在許可を受取る

2. 通関

(1) 通常は開梱される。生物（特に果物）は検疫上の問題で一時預りとなる可能性もある。

(2) 免税はパーソナルエフェクト（最初の入国より半年以内に限る）及び技術協力関連品のみである。

イ. 食料品は手荷物に限り問題はないが、その他食料品は一般的に100%の課税が原則である。

ロ. ビデオ・セットはぜいたく品と見なされ重課税となる。

ハ. 電気製品はアナカンでの引取りの方がスムーズである。

ニ. 一般貨物の通関は、JICA・JOCVのインボイスの表示があれば、直ぐに引取りが可能である。

(3) 通常持ち込む食料では、課税されない場合が多いが、課税の場合はいさぎよく支払う姿勢が肝要。

3. 空港からの交通手段

空港からホテルまでタクシー（白地のナンバープレート営業車）であれば利用できる。

4. 当事務所所持の空港パスは通関のみ可能である。

5. その他の留意事項

夜22:00～早朝5:00着のフライトは治安上回避すること。

チュニジア事務所

1. 空港パス

当事務所は空港パスはないが、今のところ顔パスにて税関まで立入ることが可能である。

2. その他

フランス語の問題もあるので、可能な限り全てのJICA関係者を空港へ出迎えることとしたい。

マラウイ事務所

1. 入国審査

調査団等の入国は、事前に当事務所より移民局に入国者名、人数、職名等を文書連絡しているが、可能な限りビザの事前取得が望ましい。

2. 通関

東アフリカ諸国の中において、入国時の通関は厳しい方である。また、公用旅券所持者であっても、手荷物の内容検査は不可否であるため、PORNOGRAPHY等の搬入は慎むこと。また、物品によっては商用と誤解され、課税される場合もありえるので、税関への説明に意を尽くすことが必要である。所要時間約30分（入国審査、通関を含む。）。

3. 空港からの交通手段

LILONGWEの空港より最寄りの宿舎までは、タクシーの利用が可能であるが、整備不良等の車が多いため、運転手付きレンタカーを空港より利用することが望ましい。

4. その他

当事務所は、現在BLANTYREに設置されており、空港パスも所持していないため、LILONGWEに位置する国際空港での送迎は、特に便宜供与依頼があった場合に限り、実施している。また、特にVIPルームを利用する場合も、当事務所の要請に応じ、先方政府の承認により許可される。

モロッコ事務所

1. 留意事項

(1) 空港到着後、通関時には必ず出迎えが必要である。また、空港は可能な限りラバト空港の利用をお願いする。(カサブランカのモハメッド5世空港からラバト空港までは、約130km,車で1時間半を要す。)

(2) 携行機材等は必ずラバト空港着とすること。

J

